

スプリンクラー設備の設置基準が改正されます！

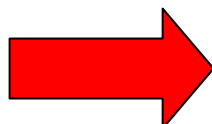
火災発生時に自力で避難することが困難な社会福祉施設等（令別表第一(6)項口に掲げる施設）において、現在延べ面積 275 平方メートル以上のものに設置が義務付けられているスプリンクラー設備について、原則として延べ面積に関わらず設置することが義務付けられます。

なお、例外として、火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造を有する施設は設置不要です。また、介助がなければ避難できない者が多数を占めない障害施設等は、従前どおり延べ面積 275 平方メートル以上で設置が必要となります。

【設置基準の見直し】

改正前

275㎡以上の
(6)項口



改正後

(6)項口(1)・(3)の全て
(6)項口(2)・(4)・(5)で、「介助がなければ避難できない者」を概ね8割以上入所させるもの全て



「介助がなければ避難できないものとは」

消防法施行規則第12条の3に規定された避難の際に介助が必要な者のことで、具体的には次のいずれかに該当する者をいいます。

- ・乳児又は幼児
- ・特定の認定調査項目（障害支援区分の認定に係る審査・判定の基準となる項目のうち火災発生時の避難に関係する項目）に該当する者（(6)項口(5)に規定する施設に入所する者にあつては、避難が困難な障害者等に限る）



(6)項口(1)～(5)とは

(6)項口	施設名称	利用者
(1)	老人短期入所施設、有料老人ホーム等 ※避難が困難な要介護者を主として入所又は宿泊させるものに限る。	高齢者
(2)	救護施設	生活保護者
(3)	乳児院	児童
(4)	障害児入所施設	障害児
(5)	障害者支援施設、短期入所施設、共同生活援助施設	障害者

【改正法令の施行日について】

改正法令は平成27年4月1日に施行されます。ただし、既存施設（新築、改築工事中含む）については、平成30年3月31日まで経過措置が設けられています。

お問合せ先

消防局予防課 TEL0742-35-1192
南消防署 TEL0742-35-1149
北消防署 TEL0742-71-9119

中央消防署 TEL0742-22-7051
西消防署 TEL0742-45-7621
東消防署 TEL0743-82-0513